

5 住 所					
7 設置の目的					
8 設置場所					
9 高周波電 流を通ずる 線路	(1) 種別	(2) 区間	10 許可の番号	11 許可の年月日	
12 電波法施行規則別表第6号第1の表2 の項の(1)の適用の条件への適合			☐ 適合している ☐ 適合していない		
※備考					

←25ミリメートル→

短 辺 (日本産業規格A列4番)

注1 不要の文字は抹消すること。

2 2以上の装置を一の申請書又は届書に記載する場合は、その装置の数を記載すること(第26条第1項参照)。

3 各欄の記載は、次のとおりとすること。

区 別	記 載 す る 欄	備 考
1 電力線 搬送通信 設備、誘 導式通信 設備又は 誘導式読 み書き通 信 設 備 (以下こ の様式に おいて 「通信設 備」とい う。)	(1) 新設許可の申請(法 第100条第1項の許可 の申請をいう。以下こ の表において同じ。)の 場合	(注1) 電力線搬送 通信設備及び 誘導式通信設 備の場合に限 る。 (注2) 行政手続等 における情報 通信の技術の 利用に関する 法律(平成14 年法律第151 号)第3条第1 項の規定によ る電子情報処 理組織を使用 せずに、申請 等を行う場合 においては、 記載事項を変 更する欄に限 る。 (注3) 8の欄又は9 の欄の記載事 項を変更する 場合に限る。
	(2) 変更の許可の申請 等(法第100条第5項に おいて準用する法第1 7条の許可又は届出を いう。以下この表にお いて同じ。)の場合	1の(1)(注2)、(2)(注2)、(3) (注2)、(4)(注2)、(8)(注2)、 (9)(注2)、(10)(注2)、(11) (注2)、(12)(注2)、(14)(注 2)及び(15)(注2)、3、4、5、 6(注3)、7(注3)、8(注3)、9 (注3)、10並びに11

2 医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備	(1) 新設許可の申請の場合	1の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)(注4)及び(19)(注5)並びに2から8まで	(注4) 設備規則第65条第1項第1号及び第3号の設備であつて、400MHzを超える周波数で動作するものの場合に限る。
	(2) 変更の許可の申請等の場合	1の(1)(注2)、(2)(注2)、(3)(注2)、(4)(注2)、(5)(注2)、(6)(注2)、(7)(注2)、(8)(注2)、(9)(注2)、(10)(注2)、(12)(注2)、(13)(注2)、(14)(注2)、(15)(注2)、(16)(注2)、(17)(注2)、(18)(注2)及び(注4)並びに(19)(注2)及び(注5)、2(注2)、3、4、5、6(注3)、7(注3)、8(注3)、10、11並びに12(注6)	(注5) 設備規則第65条第1項第1号の設備であつて、400MHzを超える周波数で動作するものの場合に限る。 (注6) 施行規則別表第六号第1の表2の項の(1)の高周波発生装置の変更に限る。

4 ※印を付けた欄は、記載しないこと。

5 1(1)の欄から(10)の欄までは、通信設備の場合には送信装置、通信設備以外の設備の場合には高周波発生装置について記載すること。申請者に係る設備が2以上の装置を有する場合には、1の欄の(装置の別)の欄に「第1、第2」(移動する装置を有しない設備の場合に限る。)又は「固定第1、固定第2、移動第1、……………」(移動する装置を有する通信設備の場合に限る。)のように記載し、1(1)の欄から(10)の欄までに各装置に対応する該当事項を記載すること。この場合において、各欄の記載事項が同一のものについては、装置の別との対応が明らかな限度において、次のように一括して記載することができる。

(装置の別)	(1) 使用周波数	(2) 発振方式	(3) 占有周波数帯幅又は周波数変動幅	(4) 高周波出力
第1、第2 第3～第10	255kHz 355kHz	水晶発振	6kHz 40kHz	100W

6 1(1)の欄は、「255kHz」のように占有周波数帯幅又は周波数変動幅の中央における周波数を記載すること。

7 1(2)の欄は、「水晶発振」、「自励発振」、「火花発振」、「マグネトロン発振」のように記載すること。

8 1(3)の欄は、通信設備の場合には占有周波数帯幅を「6kHz」のように、通信設備以外の設備の場合には周波数変動幅(負荷をかけたときの最高周波数と最低周波数との差とする。)を使用周波数を基準として「(±)100kHz」のように記載すること。

9 1(4)の欄は、最大出力を「1kW」のように記載すること。

10 1(5)の欄は、「誘電結合」、「誘導結合」のように記載すること。

11 1(6)の欄は、高周波発生装置の筐(きょう)体内に収められている電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置を有する場合には、次のように記載すること。

(装置の別)		(6) 装置内電源ろ波器
第1～第3 第4～第10		無 有

12 1(7)の欄は、装置ごとに遮蔽が施されているものについて、その遮蔽されている部分を「全部」、「電源部」、「出力回路」のように記載すること。

13 1(11)の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

14 1(12)の欄は、送信装置又は高周波発生装置の筐体外に設けられる電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置に共用される場合は、その旨を記載すること。

(記載例) 第1～第3 有(共用)
第4、第5 有(個別)
第6 無

15 1(13)の欄は、次によること。

(1) 遮蔽室の□には、該当する事項にレ印を付けるとともに、遮蔽室を有する場合には、その材料及び構造(寸法、形状及び接地箇所の数)を記載し、収容する装置の別を付記すること。

(記載例) ア 遮蔽室 ☒有 ☐無 (第1～第3、第6)
材料 厚さ1mm亜鉛鍍鉄板(径5mm円孔打抜き)
構造 3m×4m×2.5m 接地1

(2) 設備を設置する建物の構造は、設備を設置する部分の構造及び階数を「木造鉄網モルタル塗り(1階)」、「鉄筋コンクリート造(2階)」のように記載すること。

16 1(14)の欄は、(1)の欄から(13)の欄までの記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第5項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。

17 1(15)の欄の添付図面は、次の表に掲げるところにより提出するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

区 別	添付する図面	内 容
1 電力線搬送通信設備	(1) アの図	高周波電流を通ずる線路の系統について、当該線路の長さ及び線種、固定装置(送信装置の設置場所と設置場所を異にする受信装置を含む。)の位置、高周波そく流線輪及び電源ろ波器の挿入箇所、各支線の分岐点並びに固定装置(送信装置に限る。)の設置場所(構内及び構外)付近における他の送電線等の施設状況を併せて表示すること。

2 誘導式通信設備	(1) アの図	高周波電流を通ずる線路の経路を示すもの(当該線路の長さ及び線種、固定装置(送信装置の設置場所と設置場所を異にする受信装置を含む。)の位置、高周波そく流線輪及び電源ろ波器の挿入箇所並びにこの経路に接近して存在する他の電線路との相互間の距離を併せて表示すること。)
3 誘導式読み書き通信設備	(1) イの図 (2) ウの図	装置の系統図 装置の外観を示す図又は写真
4 医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の場合	(1) ウの図	装置の外観を示す図又は写真

18 1(16)の欄は、設備規則第65条第1項第1号から第7号までのうち該当するものを「第1号」のように記載すること。また、別に告示するものに該当するときはその旨を記載すること。

19 1(17)の欄は、定格入力電力を「1kVA」のように記載すること。

20 1(18)の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

21 1(19)の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

22 2の欄の設置場所付近の図面は、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備に限り、その設置場所を中心とした概略半径200メートルの円内の略図に建造物、道路、空地等の状況を示して提出すること(提出する場合には、□にレ印を付けること。)

23 3の欄は、次の事項を記載すること。

(1) 第26条第3項(第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計の記載を省略する場合は、その旨

(2) 実験を目的とする電力線搬送通信設備又は施行規則第45条第3号に規定する各種設備(450kHz以下の周波数の電波を使用し、高周波出力が500ワットを超え、かつ、30メートルの距離における磁界強度が $37.1 + 20 \log_{10} \sqrt{\frac{P}{500}}$ デシベル(毎メートル1マイクロアンペアを0デシベルとする。))を超えるものに限る。)(以下「実験設備」という。))の場合は、実験に係る計画書を添付する旨記載し、当該計画書に次に掲げる事項を記載すること。

ア 設置者の連絡担当者及び連絡先

イ 実験の期間

ウ 実験設備によつて副次的に発する電波又は高周波電流が他の通信に混信又は障害を与えない技術的根拠

エ 混信等の対策

(ア) 実験設備を運用する際の総合通信局長への事前連絡方法

(イ) 他の通信設備への混信若しくは障害又は通信設備以外の設備への障害が発生した場合における混信又は障害の除去のために必要な措置についての内容

(ウ) 漏えい電界強度の測定方法、測定場所、同一測定場所における運用時間

当たりの記録回数等

オ 実験設備によつて副次的に発する電波又は高周波電流による影響を受けるおそれがある無線設備又は無線設備以外の設備を所有又は占有する者のうち、次に掲げる設備を所有又は占有する者に対する実験に係る計画に関する説明の有無（「無」の場合は、その理由。）

（ア） 実験設備の設置場所周辺の無線設備又は無線設備以外の設備

（イ） 実験設備の設置場所付近の見晴らしの良い地点から目視で確認できる、当該実験設備が使用する周波数帯を受信可能な受信設備

（ウ） 実験設備を接続する配電線

（エ） 法第25条第1項の規定により公開されている無線局の無線設備、日本国内を設置場所とする短波放送事業者の無線局の無線設備又はその放送を受信する受信設備その他の設備のうち、設置者が説明することを必要と判断した設備

カ 申請書、添付書類及び実験に係る計画書に記載する各項目のうち、当該実験設備に関して公開できない事項及び総務省における情報の公開時に設置者から周知を希望する事項

（3） その他参考となる事項

24 4の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

25 5の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

26 6の欄は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。

27 7の欄は、「保安通信用」、「給電指令用」、「何業務の連絡用」、「木材の乾燥用」、「金属の熔融用」のように具体的に記載すること。

28 8の欄の記載は、次によること。

（1） 移動しない装置については、その設置場所を「何県何市何町〇—〇—〇何内」のように記載すること。

（2） 移動する装置については、その常置場所及び移動範囲を記載すること。この場合において、常置場所は、（1）の設置場所に準じて記載するものとする。

（3） 2以上の装置を有する通信設備の申請の場合は、次によること。

ア 設置場所が同一である装置ごと一括して記載すること。

イ 送信装置の設置場所と設置場所を異にする受信装置についても記載すること。ただし、移動する装置で受信装置のみのものについては記載を要しない。

ウ 変更の許可の申請の場合は、既に許可を受けた装置で変更のないものについても併せて記載すること。

29 9(1)の欄は、「送電線」、「配電線」、「誘導線」のように、9(2)の欄は「何変電所～何変電所」のように記載すること。

30 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

31 添付書類(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

32 変更の許可の申請等の場合は、注1から注30まで(注16を除く。)によるほか、次によること。

- (1) 変更に係る事項は、該当欄に変更後の事項を記載すること。
- (2) 5の欄から11の欄まで(8の欄及び9の欄は、当該欄の事項に係る変更の場合を除く。)は、許可記録の記録事項により記載すること。
- (3) 12の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

注1 不要の文字は抹消すること。

- 2 同一の通信系統に属する送信設備の数を記載すること。
- 3 ※印を付けた欄は、記載しないこと。
- 4 1(1)から(9)までの欄は、申請に係る設備の記載内容が同一のものについては、設備の別が分かるように一括して記載することができる。
- 5 1(1)の欄は、使用する周波数の範囲(搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲)を「4MHzから28MHzまで」のように記載すること。
- 6 1(5)から(9)までの欄は、次によること。
 - (1) 1(5)の欄は、申請に係る設備に関して、施行規則第44条第2項第2号(1)に規定する設備又は同号(2)に規定する設備の場合は、該当する事項にレ印を付けること。
 - (2) 1(6)の欄は、通信状態における電力線への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値をデシベル(1マイクロアンペアを0デシベルとする。)で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。
 - (3) 1(7)の欄は、非通信状態における電力線への伝導妨害波の電圧の準尖頭値及び平均値をデシベル(1マイクロボルトを0デシベルとする。)で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。
 - (4) 1(8)の欄は、通信状態における通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値をデシベル(1マイクロアンペアを0デシベルとする。)で記載すること。この場合において、平均値は括弧を付して記載すること。
 - (5) 1(9)の欄は、通信状態における放射妨害波の電界強度の準尖頭値をデシベル(毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)で記載すること。
 - (6) (2)から(5)までの記載に当たっては、設備規則第60条第2号(1)の各表に掲げる周波数帯と許容値との関係が分かるように記載すること。
- 7 1(10)から(13)までの欄は、次によること。ただし、屋内広帯域電力線搬送通信設備(施行規則第44条第2項第2号(1)に規定する屋内広帯域電力線搬送通信設備をいう。)の場合は記載を要しない。
 - (1) 1(10)の欄の□には、申請に係る設備と他の広帯域電力線搬送通信設備(同一の者が占有する連続した敷地内に設置されたものを除く。)との通信の有無について、該当する事項にレ印を付けること。
 - (2) 1(11)の欄の□には、申請に係る設備において使用される屋外の電力線(施行規則第44条第2項第2号(2)に規定するコンセントに直接接続される電力線及びこの電力線の状態と同様の電力線(屋内電気配線と直接に電氣的に接続されたものに限る。)を除く。)の有無について、該当する事項にレ印を付けること。
 - (3) 1(12)の欄の□には、申請に係る設備において使用される電力線の状態に関して、片線の接地の有無について、該当する事項にレ印を付けること。
 - (4) 1(13)の欄の□には、申請に係る設備において使用される屋外の電力線又はその分岐線の状態に関して、屋外の電力線若しくはその分岐線に他の分岐線が直列に接続されている状態又は屋外の電力線の片線若しくはその分岐線の片線のみにスイッチ若しくは負荷が接続されている状態の有無について、該当する事項にレ印を付

けること。

- 8 1(14)の欄は、1(1)から(13)までの欄の記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第5項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。
- 9 2の欄は、第26条第3項(第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、工事設計の記載を省略する場合はその旨を記載し、又はその他参考となる事項を記載すること。
- 10 3の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、その名称を記載し、フリガナを付けること。
- 11 4の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 12 5の欄は、「何県何市何町〇—〇—〇何内」のように記載すること。
- 13 6及び7の欄は、変更の許可の申請等の場合に限り、許可記録の記録事項により記載すること。
- 14 変更の許可の申請等の場合は、氏名又は名称及び住所(いずれも変更があつた場合は、その変更後のもの)を記載するほか、変更後の事項を記載すること(1(1)から(13)までに変更があつた場合は、1(14)の欄も記載すること。)。
- 15 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- 16 添付書類の写しは、この様式に定める規格の用紙とする。